

令和元年度 岐阜市障害者総合支援協議会 第6回専門部会 議事要旨

日時：令和元年11月28日（木）

15：30～17：00

場所：岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席：精神科医療機関 5か所

訪問看護事業者 6か所

関係団体・機関 2か所

基幹相談支援サテライト 3か所

市民健康センター 3か所

（合計19か所、22名）

○検討テーマ・・・「精神障がい者の退院後支援体制について」

【1 趣旨説明】

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。また、入院をした精神障がい者は地域生活を送る上で様々な課題やニーズを抱えていることが多く、円滑な社会復帰等の観点から退院に必要な医療、福祉、介護、就労などの支援を受けられる環境を整備することが重要である。

平成30年3月、厚生労働省から「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が通知され、岐阜県においても「岐阜県措置入院者退院後支援実施要綱」を整備し、平成30年12月1日から実施する事となった。

昨年度、「精神障害者の退院後支援体制について」をテーマに取り上げたが、今年度も引き続き、事例を通し、実際に退院後支援に関する計画を検討することで、それぞれの機関で何ができるかをさらに協議し、今後の支援にいかしていきたい。

【2 精神保健福祉法による入院形態】

地域保健課より資料1を用い、4つの入院形態について説明。

【3 「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」の概要説明】

地域保健課より資料2を用い、以下について説明。

I 地方公共団体による精神障がい者の退院後支援

- ・現行法下で実施可能な自治体を中心となった退院後支援の具体的な手順の整理
- ・精神障がい者が退院後にどこの地域で生活することになっても医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的として実施。

II 計画の作成

- 1 支援対象者、本人、家族、その他の支援者の参画

- 2 計画作成の時期
- 3 計画の内容
- 4 会議の開催

会議には、本人と家族、その他の支援者の参加が原則
本人が弁護士等参加希望のある時は参加させる。

支援関係者：入院、通院先病院、訪問看護、地域援助事業者、福祉介護サービス事業者、
NPO支援者、民生委員等

- 5 入院先病院役割

生活環境相談員を選任（アセスメント、主治医作成意見書の提出等）

※原則、同意の得られた入院者が対象となり、会議は入院中に実施。

【4 岐阜県措置入院者退院後支援実施要綱】

地域保健課より資料3を用い、上記要綱の概要について説明。

【5 事例紹介】

地域保健課より資料4を用い、事例について紹介。（非公開）

【6 グループワーク（意見・課題等）】

3グループに分かれ、事例の内容を含めた地域支援体制を進める中で、各関係機関の役割を確認し、課題について話し合いを実施。

（例）・保健、医療、福祉関係者による協議の場

- ・地域支援体制を進める中での問題点（病院、訪問看護、地域包括支援センター）
- ・長期入院中の退院促進・家族支援・支援者の課題等

【まとめ】

ガイドラインや岐阜県措置入院者退院後支援実施要綱を用いて説明を実施することで、各関係機関が退院後の医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援の必要性や行政の動き方について理解することができた。グループワークにおいて、各関係機関ができることなどを情報交流し、役割について確認することができた。また、退院支援の事例を基に話し合うことで、実際にどのタイミングでどう連携を取るのか、どのようなサービスにつないでいけるといいのか等、具体的にイメージをもつことができた。

【当日の様子】

